小城市廃棄物の減量推進、適正処理等に関する条例の一部改正 (案)に対する意見募集について

1. 条例改正の理由

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年第法律 137 号)により、市町村が設置する一般廃棄物処理施設に置かれる技術管理者が有すべき資格については、環境省令で定める基準を参酌して市町村の条例で定めることになっているため。

2. 条例改正の内容

小城市が設置する一般廃棄物処理施設に置かれる技術管理者が有すべき資格の基準に係る規定を追加する。

内容	現行基準	市の対応	
		市の基準	理由
小城市が設置する	廃棄物の処理及び	現行基準(環	本市における
一般廃棄物処理施	清掃に関する法律	境省令で定め	特別な事情が
設に置かれる技術	施行規則第 17 条	る基準)と同	ないと判断さ
管理者の資格の基	第1項	様の内容とす	れるため。
準		る。	

3. 参考資料

国の基準	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(抄)	
関係法令	技術士法(抄)	
その他資料 小城市が設置する一般廃棄物処理施設一覧		

4. 施行期日

公布の日から施行(予定)

5. 募集期間

平成 27 年 7 月 22 日 (月) ~ 平成 27 年 8 月 7 日 (金)

6. 意見募集の閲覧場所

下水道課 (庁舎東館 2 階)、市民課窓口 (庁舎西館 1 階) 市ホームページ

7. 提出方法

住所、氏名、ご意見を記入のうえ書面により下水道課まで持参または郵送、ファックス、電子メールのいずれかで提出(様式不問)

8. 提出先

- (1) 郵送の場合 小城市建設課下水道課 宛 〒845-8511 小城市三日月町長神田 2312 番地 2
- (2) ファックスの場合 FAX (0952) 37-6122
- (3) 持参の場合 下水道課(市役所東館2階)
 - 土・日曜日、祝日を除く業務時間内(8時45分から17時15分まで)

9. 対象者

- (1) 本市に住所を有する者
- (2) 本市に存する事務所または事業所に勤務する者
- (3) 本市に存する学校に在学する者
- (4)本市に事務所または事業所を有する個人および法人その他の団体
- (5) 本市に対して納税義務を有するもの
- (6) 前各号に掲げるもののほか、意見募集手続きの対象となる事案 に利害関係を有すると認められるもの

10. 意見および結果の公表

(1) 意見が提出された場合は、提出された意見および本市の考え方は、平成27年8月下旬ごろ市ホームページと下水道課にて公表する

- 11. 公表時における注意事項
 - (1) 意見を提出者の名前は非公表
 - (2) 提出された意見に対して個別の回答はしない
 - (3)類似意見はまとめて公表
 - (4) 賛否の結論だけを示したものや趣旨が不明瞭なものに対する本市の考え方は非公表
- 12. 問い合わせ及び連絡先 建設部 下水道課管理係とする